

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和8年4月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	3	5	3	2	928	4	945

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和8年4月分)

▶(都民の声) 身体障害者手帳を持っているのですが、自動車税の減免の対象になるでしょうか。

(回答) 障害者手帳等(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方が使用する自動車で一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税の減免を受けることができます。

【申請期限等】

①新規登録により取得(新車・中古車新規登録)した自動車		
申請期限	登録(取得)の日から1か月以内(※1)	
適用年度	申請年度	
既に減免を受けている自動車がある場合	申請期限までに抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)が必要です。	
②既に所有している自動車		
申請期間	4月1日から5月31日まで(※1)	左記以外の期間【事前受付】
適用年度	申請年度	申請年度の翌年度
既に減免を受けている自動車がある場合	減免が受けられるのは障害者の方1人につき1台に限られます。	

※1 申請期限及び申請期間の末日が土日、休日、年末年始の場合は翌開庁日までとなります。

※2 ①で自動車税の課税が無い場合は②の取扱いとなります。

※3 ②の申請期限間際(5月末)は、窓口が大変混み合います。事前受付を行っておりますので、時間に余裕を持って申請していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

詳細につきましては、以下のURLよりご確認ください。

なお、令和8年4月1日より、「自動車税種別割」の名称が「自動車税」へ変更されました。

トップページ<軽減制度><自動車税の軽減制度のご案内>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/genmen/car-genmen>

▶(都民の声)「未納がないことの証明」を取得したい。

(回答) 東京都では、未納がないことの証明はお出ししておりませんので、必要な税目や年度をご確認いただき、納税証明をご申請ください。納税証明の詳細につきましては、以下のURLよりご確認ください。

トップページ<シーンから調べる><証明書が必要なとき><納税に関する証明>

<納税証明を申請できる方>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/scene/certification/tax_payment/nouzei

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。